

ACCSケーブルテレビ デジタル加入契約約款

財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス（以下「ACCS」といいます。）とACCSが設置する有線テレビジョン放送施設（以下「施設」といいます。）によりサービスの提供を受ける者（以下「加入者」といいます。）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます。）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービスの内容）

ACCSは、業務区域内において、次のサービスを提供します。

（1）基本サービス

放送事業者のテレビジョン放送、ラジオ放送（FM放送及びデジタルラジオ放送）及びデジタルデータ放送のうちACCSが定めた各同時再送信サービス並びに次号のペイ放送サービスを除くACCSが定めたそれぞれ料金表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となる自主放送サービス。

（2）ペイ放送サービス

基本サービス以外のそれぞれ料金表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。基本サービスをご利用いただく場合に限り利用いただけます。

（3）再送信サービス

放送事業者のテレビジョン放送及びFMラジオ放送のうち、ACCSが定めたそれぞれ料金表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となる同時再送信サービス。

（4）その他のサービス

ACCSが別途定めるその他のサービス。

第2条（加入契約の単位）

加入契約は、世帯（居住及び生計を共にする者の集まり又は独立して居住若しくは生計を維持する単身者をいいます。）又は事業所、建築物の所有者又は管理者ごとに行います。

2 集合住宅その他これに類する建築物に居住する世帯又は事業所については、建築物の所有者又は管理者とACCSとの間で引込み工事、施設使用等に関する契約が別途締結された後に加入契約を締結するものとします。

第3条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承諾し、所定の加入申込書を提出し、ACCSがこれを承諾したときに成立するものとします。

2 ACCSは、次の場合は加入申込みを承諾しない場合があります。

- （1）加入申込みに係わる引込設備、宅内設備の設置、又は引込設備の保守が著しく困難な場合
- （2）加入申込者が本約款に違反したことがあるなど本約款に違反するおそれが認められる場合

第4条（加入契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにACCS、加入者のいずれからも文書による意思表示がない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とします。

第5条（最低利用期間）

サービスの最低利用期間は、3ヶ月とします。

2 加入者は、止むを得ない事情によって前項の最低利用期間内に契約を解除した場合には、ACCSが定める期日までに、別表「六 損害金等」記載の契約解除料を支払っていただきます。

第6条（加入申込の撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による加入契約の撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定による加入申込みの撤回等を行った者は、加入契約料の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込を行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の趣旨に反していることが明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、又は完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第7条（利用料金）

加入者は、後記記載の料金表に従い加入契約料等、工事費等、利用料金、（以下「諸料金」といいます。）をACCSに支払っていただきます。ただし、加入契約料又は工事費等は、ACCSが定めた条件を満たした場合に限り減額及び免除とします。

2 利用料金は、サービス開始の日の属する月の翌月分からサービス停止の日の属する月の当該月分まで、毎月支払うものとします。

3 ACCSが第1条に定める全てのサービスの、月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、当該月分の利用料金は、第1項の規定にかかわらず無料とします。

4 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、諸料金を変更することがあります。この場合、ACCSは改定の1ヶ月前までに加入者に通知します。

5 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信料（衛星放送受信料を含む）及び株式会社WOWOW（WOWOW）の視聴料は、ACCSが設定した利用料金には含まれていませんので、別途加入者がNHK及びWOWOWにそれぞれお支払いください。

第8条（諸料金の支払い方法）

加入者がACCSに支払う諸料金の支払方法は、別表「一 諸料金の支払方法」に記載の方法により、ACCSが別途指定する期日までに支払うものとします。

2 別表「一 諸料金の支払方法」の内、セットトップボックス保証金及び取扱手数料を必要とする支払い方法を選択する加入者は、別表「三 セットトップボックス保証金」のセットトップボックス保証金を支払っていただきます。

3 前項のセットトップボックス保証金を支払った加入者が契約の解除によりセットトップボックス等を返還した場合には、ACCSは加入者にこれを返還するものとします。ただし、ACCSへの未納金がある場合又は第5条に定める最低利用期間内での契約の解除の場合にはこの限りではありません。

4 ACCSは、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとし、加入者が領収書及び明細書の発行を希望する場合には、ACCSにその旨申し出ると共に別表「五 工事費・諸手数料等」の「2 諸手数料等」に定めた手数料を支払うものとします。

第9条（ゴールド会員と一般会員）

ACCSは、前条第1項に定められた支払い方法の内、クレジットカードを選択した加入者をゴールド会員と認定するものとします。

2 ゴールド会員は別表「七 ゴールド会員の特典」にあるサービスを受けることが出来ます。

3 前条第1項に定められた支払い方法の内銀行口座引落しを選択している加入者が、過去10年間滞りなく利用料金を支払いしている場合にもゴールド会員と認定するものとし、保証金50,000円をACCSへ預けることにより、ブルーレイドライブ内蔵STBのレンタルサービスを申し込むことが出来ます。

4 第1項および第3項に該当しない加入者は一般会員とします。

第10条（遅延損害金）

加入者が諸料金の支払いを支払期日より遅延した場合は、支払期日の翌日から支払う日までの日数に応じて、年（365日あたり）14.6%の割合で計算した遅延損害金をACCSに支払うものとします。

第11条（セットトップボックスの貸与）

ACCSは、第3条により成立した加入契約に基づき、加入者にセットトップボックス（リモートコントローラ及びICカード類を含みます。以下「セットトップボックス等」といいます。）を貸与します。BSデジタル放送用ICカード（以下B-CASカードといいます。）及びデジタル多チャンネル用ICカード（以下C-CASカードといいます。）の取扱いについては第12条の規定によるものとします。

2 加入者は、セットトップボックス等を使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3 加入者の故意又は過失により、セットトップボックス等を破損又は紛失した場合は、その修理、補償に要する費用は、加入者が別表「六 損害金等」による損害金を負担するものとします。

4 録画機能付セットトップボックスの内蔵ハードディスクに記録された内容については、ACCSでは一切の保証を負いません。

5 加入者は、第26条により当該加入契約が解除されたときは、セットトップボックス等をACCSにすみやかに返還するものとします。

6 加入者は、ACCSが必要に応じて行うセットトップボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第12条（B-CASカード及びC-CASカードについて）

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。C-CASカードに関する取扱いについては、ACCSの定めるところによります。

第13条（C-CASカードの取扱いについて）

セットトップボックスを利用する加入者は、セットトップボックス1台に付き1枚のC-CASカードをACCSより貸与されるものとし、セットトップボックスの解約又は契約の解除時に、C-CASカードをACCSに返却するものとします。また、ACCSは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。

2 C-CASカードはACCSに帰属し、ACCSは加入者がACCSの手配による以外のデータ追加及び変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによるACCS及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分をACCSに支払うものとします。

第14条（施設の設置及び費用の負担等）

ACCSは、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」といいます。）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「ACCS施設」といいます。）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事費及び更改等特別に要する維持管理費を負担するものとします。また、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事が必要とする場合は、加入者はその実費を負担するものとします。

2 加入者は、保安器の出力端子から受信機（セットトップボックスを除きます。）までの施設（以下「加入者施設」といいます。）の設置工事に要する宅内工事費を負担し、これを所有するものとします。

3 ACCSが本契約に従って放送サービスを提供するために必要な工事の

施工は、ACCS又はACCSの指定する業者が行うものとします。

第15条（ブースターの貸与）

加入者は、ACCSのサービスを利用するに当たって、加入者施設にあたるブースターをACCSから借受けることができ、ACCSは申告のあった加入者の加入者施設にブースターの貸与及び設置工事を行います。

2 ブースターの貸与を受けている加入者は、別表「五 工事費・諸手数料等」に定めるブースター利用料を毎月支払うものとします。

3 加入者は、ブースターの借受けを取りやめる場合には、ACCSへその旨を申請し、別表「五 工事費・諸手数料等」に定めるブースター撤去料を支払うものとします。

第16条（維持管理責任の範囲）

ACCSの維持管理責任の範囲は、ACCS施設とします。なお、加入者はACCS施設の維持管理の必要上、ACCSのサービスが停止することがあることを承認するものとします。

2 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第17条（施設の設置場所の無償使用等）

ACCS又はACCSの指定する業者がACCS施設の設置、検査、修理、撤去等を行うため、加入者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、加入者はこれに協力するものとします。

2 加入者は、ACCSのサービスを受けることについて、地主、家主その他利害関係者がいるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

また、このことに関して後日苦情が生じたときには、加入者が責任をもって解決するものとします。

第18条（禁止事項）

加入者は、ACCSの提供するサービスを第三者にテープ、配線等により提供することは無償、有償にかかわらずできません。

2 加入者は、ACCSが指定する方法以外の方法で、受信機をセットトップボックスに接続することはできません。

3 加入者は、引込線に線索その他の導体を接続し、又はセットトップボックスを改造して、サービスをACCSに無断で受信することできません。

第19条（施設の故障等に伴う費用負担）

ACCSは、加入者からACCSが提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

2 加入者は、加入者の故意又は過失により、ACCS施設（セットトップボックスを含みます。）に故障又は損傷が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第20条（一時停止及び再開）

加入者は契約期間中においてサービス利用の一時停止又はその再開を希望する場合は、ACCSに文書によりその旨をあらかじめ申し出るものとします。ただし一時停止期間は、最長6ヶ月とします。

2 一時停止期間中は、加入者は別表「五 工事費・諸手数料等」に定めるセットトップボックス維持費を支払うものとします。

3 一時停止を開始して6ヶ月目の月末までに加入者から再開の申し出がない場合には、契約を解除したものとみなしサービスの提供を停止する場合があります。

第21条（サービス業務内容の変更）

ACCSは、やむを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお、変更によって生じる損害の賠償には応じません。

第22条（免責事項）

ACCSは、次に定める場合、放送サービスの中断をすることがあります。
(1) 天災地変その他ACCSの責めに帰さない事由により放送サービスの提供ができない場合

(2) ACCS施設の保守点検、修理又は検査等を行うために放送サービスの中断の必要が生じた場合

2 ACCSは、前項の場合の損害の賠償には応じません。

第23条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り、引込線及びセットトップボックスの設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一建物又は同一敷地内である場合

(2) 変更先がACCSの業務区域内で、技術的に可能な場合

2 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合は、ACCS所定の書式によりその旨申し出るものとします。

3 加入者は、第8条の規定にかかわらず、設置場所の変更に要する全ての費用を負担するものとします。移転の工事は、ACCS又はACCSの指定する業者が行うものとします。

第24条（名義変更）

次の場合には、ACCSの承認を得て、加入者の名義を変更することができます。

(1) 相続又は法人合併の場合

(2) 新加入者が、旧加入者の加入契約に定められた同一内容で、権利義務を承継する場合

2 前項の名義変更を行う場合、新加入者はACCS所定の名義変更依頼書に名義変更手数料を添えて申し出るものとします。

第25条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、文書でACCSに申し出るものとします。

2 前項のほか、加入申込書に記載した事項に変更がある場合には、加入者は文書でACCSに申し出るものとします。

第26条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとするときは、解約を希望する10日以上前に文書でACCSにその旨申し出るものとします。

2 第2条第2項に当たる加入者の場合は、同項の定める建築物の所有者又は管理者とACCSとの間の契約が解約された場合には前項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。

3 ACCSは、解約の申し出を受けて、セットトップボックスを撤去し、サービスの提供を停止します。第7条の利用料金は、サービス停止の日の属する月分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

4 加入者は、引込施設から受信機に至る撤去費用及び加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋等の撤去に伴う復旧費として、別表「五 工事費・諸手数料等」に定める費用を負担するものとします。

第27条（加入者の義務違反による契約の解除）

ACCSは、加入者がこの約款に定める諸料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告のうえ又は加入者の都合によりACCSから加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしにサービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、加入者は、ACCSが契約の解除を催告した日の属する月までの未払いの諸料金を支払う義務を負います。

第28条（国内法への準拠）

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については水戸地方裁判所を管轄裁判所とします。

第29条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、ACCS及び加入者は本約款の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第30条（約款の改正）

この約款は総務大臣に届け出たうえ改正することがあります。この場合には、料金その他の提供条件等は変更後の約款に定めるところによります。

付 則

(1) ACCSは、特に必要がある場合はこの約款に特約を付することができるものとします。

(2) この約款は、平成22年10月1日より施行します。

別表

一 諸料金の支払方法（税込）

諸料金の支払いは下記の通りとします。

項目	セットトップボックス保証金	取扱手数料	摘要
クレジットカード	なし	無料	DC・VISA・MasterCard・JCB・AMEX・NICOS・ダイナース・DCのいずれかと提携したものの
銀行口座引落し	あり	105円/1回	指定銀行に限る
コンビニエンスストア支払	あり	210円/1回	指定店舗に限る

二 加入契約料等

項目	金額(円)	摘要
CATV加入契約料	無料	当分の間無料とします

三 セットトップボックス保証金

項目	金額(円)	摘要	
セットトップボックス保証金	録画機能なし	10,000	
	録画機能あり	20,000	
	ブルーレイドライブ内蔵	50,000	ゴールド会員のみ利用可

四 利用料金（月額・税込）

1 基本サービス

項目	金額(円)		摘要	
	戸建住宅	集合住宅		
デジタルサービス	デジタルバックサービス	1台目 4,200 2台目以降 1,995/台	3,885 1,995/台	
	デジタルライトサービス	1台目 1,995 2台目以降 1,260/台	1,995 1,260/台	
	デジタルボックスサービス	1台目 5,250 2台目以降 3,045/台	4,935 3,045/台	
	録画機能付セットトップボックス	1,050/台	1,050/台	上記3サービス利用時のオプションサービス
	ブルーレイドライブ内蔵セットトップボックス	2,100/台	2,100/台	上記3サービス利用時のオプションサービス ゴールド会員のみ利用可能

- ・加入者が同一の名義且つ同一の家屋内において、基本サービスを2台以上利用する場合には、利用料金の最も高いサービスを1台目とし、2台目以降は該当サービスの2台目以降の料金を適用します。
- ・デジタルベーシックサービス及びデジタルデラックスサービス利用料に番組ガイド誌購読料が含まれています。
- ・別途、番組ガイド誌購読をご希望の場合は、315円/冊でご購入いただけます。
- ・日本放送協会（NHK）のNHK受信料は上記料金に含まれません。
- ・集合住宅は、加入約款 第2条2項に該当する建物に居住する加入者を対象とします。
- ・サービスコースの変更は月に1回までとします。

2 ペイ放送サービス

○デジタルオプションチャンネル

項目	金額(円)	摘要
スター・チャンネル マルチプレックス	2,100/台	
スター・チャンネル プレミア3	2,100/台	
フジテレビワンツーセット	1,050/台	フジテレビ 721+739 からの継続のみ
フジテレビワンツーネクスト	1,575/台	
フジテレビネクスト	1,050/台	デラックスサービス加入者のみ
J sports Plus	1,365/台	
ザ・ゴルフ・チャンネル	1,050/台	
Mnet	1,575/台	
フジテレビフジテレビTV So-net	630/台	
衛星劇場	1,890/台	
東映チャンネル	1,575/台	
TBSチャンネル	630/台	
テレ朝チャンネル	630/台	
V☆パラダイス	735/台	
アニメシアターX(AT-X)	1,890/台	
SPEEDチャンネル	945/台	
グリーンチャンネル	1,260/台	2チャンネル契約になります
グリーンチャンネル2		
デジタルWOWOW	2,415/台	別途、加入金を要します
ゴールデンアダルトセット	3,150/台	20歳以上利用可

ペイパービュー「エラボ」

項目	金額(円)	摘要
システム利用料	210/台	
番組購入費	番組毎	

- ・番組購入費は、番組毎に購入単位及び料金は異なります。
- ・「エラボ」は、ジャパン ケーブルキャスト株式会社が提供するケーブルテレビ向けペイ・パー・ビューサービスです。

3 再送信サービス

項目	金額(円)		摘要
	戸建住宅	集合住宅	
再送信サービス	735	別に定める	

五 工事費・諸手数料等(税込)

1 工事費等

項目	金額(円)	摘要
宅内引込工事	34,650/回	宅内未引込建物の標準工事費
セットトップボックス設置費	6,300/回	宅内引込済建物
セットトップボックス移設費	3,150/回	転居による移設等
セットトップボックス交換費	5,250/回	サービス変更に伴う交換
録画機能付セットトップボックス及びブルーレイドライブ内蔵セットトップボックス設置費	10,500/回	新規加入時またはサービス変更時
ブースター利用料	315/月	ブースター貸与の利用時
ブースター撤去料	3,150/台	ブースター貸与の解約時
引込線撤去工事	21,000/回	解約時
セットトップボックス撤去費	2,100/台	解約時

2 諸手数料等

項目	金額(円)	摘要	
変更手数料	525/回	名義変更等	
領収書及び明細書の発行手数料	315/回	第8条第4項	
セットトップボックス維持費	録画機能なし	1,050/月	第20条第2項
	録画機能あり	2,100/月	〃

六 損害金等(税込)

項目	金額(円)	摘要
セットトップボックス	31,500/台	第11条第3項
同 機器付属 リモコン	1,700/個	〃
録画機能付セットトップボックス	63,000/台	〃
同 機器付属 リモコン	3,150/個	〃
ブルーレイドライブ内蔵セットトップボックス	105,000/台	〃
同 機器付属 リモコン	3,150/個	〃
B-CASカード	2,000/枚	〃
C-CASカード	2,000/枚	〃
契約解除料	10,500	第5条第2項

七 ゴールド会員の特典

- 1 ブルーレイドライブ内蔵セットトップボックスのレンタルサービスを申し込むことが出来ます。
- 2 新サービスなどの先行予約時に優先的にご案内します。
- 3 ACCS主催イベントの先行予約時に優先的にご案内します。
- 4 年に一回、抽選でサプライヤーズグッズをプレゼントします。